

## 障がい福祉に係る土地利用について

## 1 芽室町の障がい福祉施策について

芽室町は、令和3年3月に「第6期芽室町障がい者福祉計画」を策定（改定）し、様々な障がい者福祉施策を取り進めています。とりわけ、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労支援体制の強化や相談支援体制の充実に力を注いでいます。障がいの早期発見から療育などの早期支援、自立や社会参加に向けた生活支援体制を構築し、障がい者が安心して暮らせるための基盤整備を進めています。

## 2 課題解決に向けた施策の推進

令和2年度に障がい者が自立した生活を目指す場として「生活体験住宅」を整備し、親から自立する体験を経て、一人暮らしが可能となる支援を進めてきました。また、令和3年度から交通手段が確保できないことで一般就労に至らない方を支援することを目的に、「通勤サポート」の体制構築に向けた準備を進め、令和4年度から運用を開始しています。様々な課題を解決するため、学齢期から就労体験できる「学び・療育の場」、障がい者が働き続けられるための「相談の場」（本人・家族・企業等）、障がい者同士や地域住民が触れ合える「交流の場」、この町で働きながら暮らし続けられる「就労・生活の場」を整備することが求められます。

課題	現状・具体例	令和4年度の取組内容	解決策
(1) 放課後や長期休暇中の障がい児の居場所・療育の場が少ない	① 町外事業所の利用ニーズの増加 利用者…令和3年度 17人（対前年度比約1.4倍） 扶助費…令和3年度 12,015千円（対前年度比約1.6倍） ② 民間の放課後等デイサービス事業所が令和4年4月1日に開所。送迎サービスや土曜日の利用が可能に。	サービスに係る広報・周知体制を充実し、イベント等を実施することで、事業所等の認知・周知を図る。	町と事業所間で定期的に情報交換を行い、課題解決及び周知方法を検討する。
(2) 働く障がい者の集える場所・相談の場所がない	① 5年間で11人が一般就労したが、環境変化に対応できず体調を崩す方・辞めてしまう方もいる。 ② 一般就労を果たすことで福祉サービスから離れた結果、気軽に相談できる場がない。	体験住宅等を活用した障がい者の交流会を実施する。	就労・生活等の悩みを気軽に相談できる拠点の整備（基幹相談支援センター・地域活動支援センターの整備）
(3) 職場への通勤手段が確保できない	① 町内企業16社に訪問した際、全ての会社が就労者の自力による通勤が就労の前提条件。障がい者が自身で通勤手段を確保できないことが就労の障壁になっている。	4月から始まった通勤支援を3人が利用中。	通勤支援体制の構築・運用（就労支援）
(4) 親なき後を見据えた住まいの確保	① グループホーム（GH）は町内34床中空床は1床のみ。 ② GH利用者55人中、町外利用者が32人（全体の58.2%）。 ③ GH希望者12名（H30調査） 障がい者自身・家族の高齢化により、年々希望者は増えている。	新たなグループホームの設置に向けた事業所誘致	将来的な住まいの整備（新築又は既存施設利活用）

### 3 今後の展望・方針

町は、令和元年6月に取得した町内南町の国有地(9,744㎡)をうち西側部分を「障がい福祉活躍ゾーン」と位置付け、次のとおり活用していくことを検討しています。

- (1) 場所 芽室町東2条南5丁目(生活体験住宅の南側・雇用促進住宅の西側の土地)
- (2) 活用方法 町の課題や目標を理解・賛同する複数の事業者等へ土地又は建物を提供。官民が連携することで民間の経験やノウハウを生かし、スピード感を持ちながら本町の障がい福祉における課題解決を目指す。様々な強みのある事業者が集まることでの相乗効果を目指す。

イメージ図(東2条南5丁目) ※「障がい福祉活躍ゾーン」として、一体的な活用を検討。

